

# 総合評価方式（建設工事）における「災害協定の評価」 の新たな評価基準（災害対応実動訓練）の設定について

令和5年5月19日

災害対応協力への取組として、災害対応する建設企業やその団体を支援するため、これまでの情報伝達訓練だけでなく、より実践的な訓練（災害対応実動訓練）を実施する団体に所属する企業に対して加点する、新たな評価基準を設定します。

## 1 評価項目

評価基準	配点	評価内容
災害協定に基づく災害対応実動訓練及び情報伝達訓練への参加実績	9点	<p>〇〇建設・〇〇流域下水道事務所と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づいた、災害対応実動訓練及び情報伝達訓練への前年度または前々年度の参加実績を指します。</p> <p>(1) 災害対応実動訓練は、以下の要件を全て満たす場合に評価対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体として5年以上継続した訓練実績があること</li> <li>② 前年度または前々年度の訓練においては、協定締結団体構成員のうち、〇〇建設事務所管内の構成員の半数以上が参加していること。</li> <li>③ ②の参加企業については、Aランク企業では代表者<sup>※1</sup>と1名以上の技術者<sup>※2</sup>、B・Cランク企業等では1名以上の技術者が参加していることを条件とします。</li> </ol> <p>(2) 情報伝達訓練は、以下の場合に評価対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体として5年以上継続した訓練実績があること</li> </ol> <p>※1：建設業許可申請の手引きの法定書類（役員等の一覧表）に記載された者          ※2：建設業許可申請の手引きの表5（技術者の資格表）に記載している資格等を有する者</p>
災害協定に基づく情報伝達訓練への参加実績	7点	<p>〇〇建設・〇〇流域下水道事務所と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づいた、情報伝達訓練への前年度または前々年度の参加実績を指します。</p> <p>情報伝達訓練は、以下の場合に評価対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体として5年以上継続した訓練実績があること</li> </ol> <p>※「災害対応実動訓練の参加実績」と「情報伝達訓練の参加実績」は重複して評価しません。</p>
管内市町又は三重県との防災協定の締結実績	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇建設事務所管内の市町との防災協定」又は「三重県との防災協定」を前年度または前々年度に締結している場合を指します。（対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定を含みます。）</li> <li>・「〇〇建設事務所管内の市町との防災協定」については、「建設業のための広場」で公開している最新版の「経営事項審査申請の手引き」に記載された、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されている防災協定とします。</li> <li>・「三重県との防災協定」については、「技術資料作成上の留意事項」に記載した防災協定とします。</li> </ul> <p>※〇〇建設事務所管内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」又は「建設業法上の営業所」を有する企業に限ります。</p>
実績なし	0点	

## 2 適用日

令和8年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

### 【総合評価方式に関する問い合わせ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班 TEL：059-224-2696